

河北門に関する絵図・文献資料

木越 隆三・正見 泰・石野 友康

石川県は今年度、金沢城三ノ丸において河北門復元整備事業に着手した。史実性の高い復元とするため、金沢城研究調査室では、埋蔵文化財調査と平行して絵図・文献調査を実施した。また、建築史的な観点から、近世城郭の城門に関する調査研究も進めており、この報告も、こうした調査事業の成果の一つである。

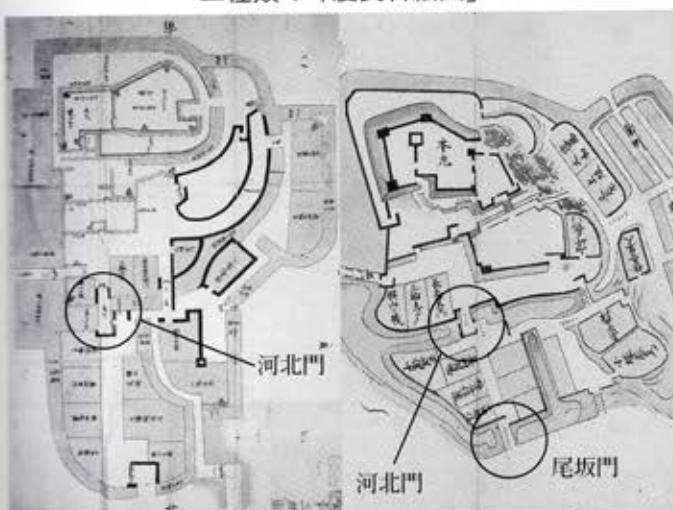
18年度の埋蔵文化財調査（1050m²）の結果、創建当初の石垣根石などが出土し、慶長年間から枠形門となったことなどが明らかとなった。発掘調査にあたり、江戸時代に描かれた絵図資料を参照したが、遺構の位置や規模等が絵図の記載と矛盾する場合があり、絵図の精度や史料価値について再検討を迫られたことであった。したがって、絵図・文献資料と発掘された遺構・遺物から判明する事実との比較検討を進めることで、史料批判の精度を高めることも喫緊の課題となっている。

そこで、これまで金沢城研究調査室で行ってきた絵図・文献調査の中で確認できた河北門関係資料の概要を、史料目録および主要史料の翻刻という形で取り急ぎ報告し、主要なものについては若干の所見を添えることとした。以下、①金沢城河北門の歴史、②河北門の形状と規模、③河北門関係絵図史料の概要、④河北門に関する主な文献史料選、の順に概要を紹介したい。

1 金沢城河北門の歴史

河北門は、金沢城の大手（追手）をなす尾坂門から新丸に入り、桐木門を経て河北坂を上がったところに位置する三ノ丸の正門である。河北門から三ノ丸となり、二ノ丸正門の橋爪門へと導かれるので、河北門は大手筋の中間にある重要な門であるといえよう。石川門は三ノ丸の搦め手門であるが、正門である河北門・橋爪門と共に大型の枠形門であり、格式もこれに準じた扱いを受けたので、河北門・橋爪門・石川門をもって城内の「三御門」と呼ばれた⁽¹⁾。

二種類の「慶長古絵図」

「加州金沢之城図」主圖合結記系
(東大南蔵文庫蔵)「加州金沢城図」有沢図
(金沢市立玉川図書館蔵)

2) には、河北坂の上に枠形門がなく、坂の下に枠形門が描かれている。しかし、寛文 8 年図(絵図

「河北門」の名称は、天正12年（1584）9月の末森合戦での功績を書上げた十村（栗藏村彦三郎）の由緒書に、利家が「河北門より出馬し給う」とあるのが初見で、これを根拠に前田利家が城主となって間もなく存在したと伝えるが、一次史料ではないので疑問を残す⁽²⁾。名称の由来については、河北郡に向かっていたからとする説が、「越登賀三州志」「金城深秘録」はじめ多くの史書に載る。一方で、河北郡門徒の負担によって寄進されたからという主張が、金沢御堂の後継寺院とされる西末寺（のちの金沢西別院）の「表末寺」であった照円寺の記録⁽³⁾にみえる。

金沢城の「慶長古絵図」(絵図一覧①—1・

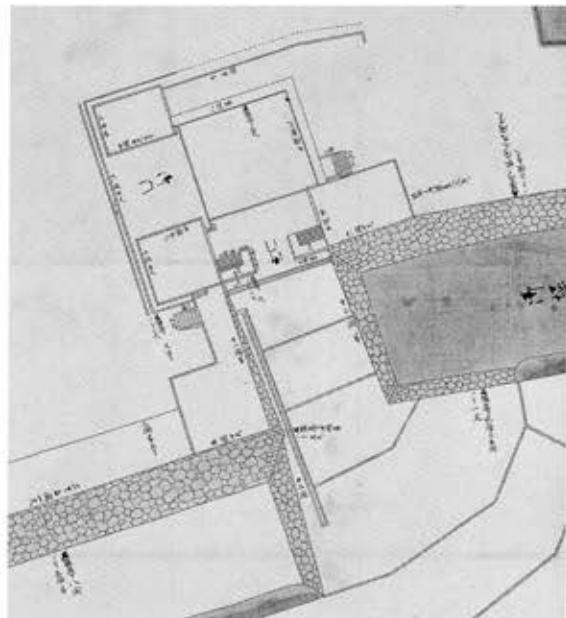
一覧②—1）や万治～延宝4年の城内景観を描いた「金沢城内図」（絵図一覧⑤—2）などでは、坂の上の枠形の河北門だけとなり、坂の下の枠形門はなくなっている。そこで、森田平次『金沢古蹟志』は、河北坂下の門を「枠形門」と呼び、河北坂上の河北門と区別し、別に「枠形門」の項目を掲げ、「此の門は河北門の外なり、升形に建てたる門なるにより升形門と呼べり、拾纂名言記に云ふ、利長卿の時、河北門の先き升形をば利常卿仰上げられ、築かしめ給ひ、大形出来せし處へ、篠原出羽、上方の御使を済し帰り来て申上ぐる。此所は、御城の大手なり、石小くて見苦しく候とて、打崩し築き直す。此時予思ふは、我に家督御譲りあらば、出羽を成敗すべしと思入つて居。家督拝領して思ふは、出羽ほどの者、又持つ事かたし、成敗は思ひもよらずと。神戸清庵などへ御物語被成と言ひ伝ふ、とあり。されば、慶長年中、利常卿未だ世子たりし頃築かれし石垣也」と説明した。利長の時代（慶長年間）に、継嗣の利常が仰せ上げて築いた「河北門の先き升形」に関する「拾纂名言記」の逸話（後掲史料選①）を、森田は坂の下の「枠形門」のことと解釈し、この項目に掲げたわけだが、果たして、この解釈は妥当なのだろうか。坂の上の河北門そのものに関する逸話と解することも可能だからである。

今年の埋蔵文化財調査で、河北門枠形の一角をなす二ノ門渡櫓の門台石垣の根石が検出され、それらが慶長期後半の石垣の特徴を持っていることが判明したので、河北門が枠形門となったのは慶長年間と推定された。であれば、枠形門内に鏡積の大石がないのは大手筋の門にふさわしくないと判断した篠原が一方的に築き直させたという、この逸話は、坂上の河北門が枠形門に改変されたときの出来事と解釈することも可能であろう。さらにいえば、この積み直し事件が起きたのは、慶長10年（1605）前後と特定でき^④、出土した石垣根石の年代観とも矛盾しない。篠原による門台石垣積み直しの逸話は、むしろ、坂上の河北門が枠形門となったときの「物語り」と見るべきではないのか。

『金沢古蹟志』が、あえて坂下の枠形門について説明したのは、森田が熟知している「慶長古絵図」^⑤に描かれた坂下の枠形門に注目していたからだが、これを「拾纂名言記」の逸話と結び付けたのは誤解ではないか。「拾纂名言記」の著者（毛利隼之助）の本意は、寛永8年（1631）大火後に現存していた枠形門でなく、寛永大火以前の「先枠形」の創建時にこういう逸話があったということで紹介したものであろう^⑥。であれば、坂上の河北門が新たに枠形構造に変化し正門の格式をもつに至ったのは慶長10年前後（1599～1611）となる。坂下の枠形門の廃絶時期は、寛文期の絵図に見えないことから寛永年間以前と想定され、寛永8年大火で焼失したあとは、再建されなかったのではないか。坂下の枠形門創建は、大手筋にある以上、利家時代であることは確実だが、城の大手は当初、西町口にあったという伝承があるので、大手筋をどのようなルートとみるべきかという課題とも関連させ、今後も検討が必要である。

以上から、坂上の河北門が枠形構造になった時期を慶长期とみると、文献の面からも可能である。それ以前の姿は「慶長古絵図」に見えるような平入り門であった可能性があるが問題も残る。これも今後の発掘結果などをまち検証する必要がある。

寛永8年の火災の後、二ノ丸拡張事業があり三ノ丸が狭くなったが、このとき坂上の河北門も再建されたとみてよかろう。今年の埋蔵文化財調査において、二ラミ櫓台南面付近で、寛永期とみられる石垣根石が確認できたので、寛永の再建時に、かなりの石垣補修が



金沢城中地割絵図（金沢市立玉川図書館）

なされた可能性が高まった。坂下の景観は上述のごとく、この寛永大火を契機に、寛文以後の絵図景観に変化したのである。「金沢城内絵図」「金沢城中地割絵図」(絵図一覧⑤-1・2)に示された河北門の規模は、後掲表3の通りであり、それが前期金沢城(1631~1759年)の河北門の基本サイズであった。

その後、宝暦9年(1759)の火災で焼失したことは、多くの絵図・文献等に記され、宝暦10年城郭修補願絵図(絵図一覧③-4)によれば、河北二ノ門の北側門台石垣で「石垣高さ2間、長さ、折れ廻し9間損シ」、枠形土堀で「瓦堀25間半、残らず焼失」、土堀下石垣は「高さ2間、長さ2間半孕み申し候」と、宝暦9年の焼損状態が記録されている。

その後の再建は、まず二ノ門の石垣台やニラミ櫓台などの石垣修理から始まったが、宝暦10年から石垣を積み直し11年に竣工した。この石垣普請は、穴生になったばかりの正木甚左衛門の指揮下で、扶持人石切と法船寺町の石屋長左衛門が相談して繩張りを行い、町石工を数人雇用して遂行されたという(後掲史料選④)。渡り櫓などの作事の着手は、石垣ができ10年ほどたった明和9(安永元、1772)年2月29日で、同年6月28日に建物が竣工した⁷⁾。河北門造営担当の「造営方主付」は原五郎左衛門と永原忠兵衛であり(後掲史料選②)、御大工の山上杢之助、清水次左衛門、松波源右衛門が主付となり、表1に掲げたような御壁塗・左官・屋根葺・扶持人大工・棟梁大工らとともに再建事業にあたった。このとき、枠形土堀にあった石垣の外壁を一部土堀に見せかける特異な工夫がなされ、これを城内唯一の「隠し石垣」と呼んでいるが(後掲史料選④)、このような特異な土堀構造(絵図では黒の太線で表記)は、明和9年の再建時の御大工たちが案出したものと推測されるが、その理由などは不明である。

明和9年(1772)の再建の後、おそらく何度か補修があったと推測されるが、明治4年の廃藩後も維持され、明治後半までには撤去された。しかし、明和9年に再建された河北門は、明治14年の二ノ丸殿舎(兵舎として利用中の火災時に類焼したという記述が、一般向けの通史などにみられるが、火災によって消滅したのか、人為的に撤去されたのか、またその消滅時期は何時なのか、確実な資料で、まだ確認されていない。今年度の河北門の発掘調査において、明治期の火災層が未だ確認されていないので、火災による消滅説の蓋然性は低い。

ところで、防衛省防衛研究所付属図書館に所蔵される旧陸軍関係資料の中に、新丸で新築が予定された兵舎のため、河北門石垣の戸室石を撤去し礎石等として再利用したいとの申請書(後掲史料選⑦)が残っており、人為的撤

去の可能性を示唆する。明治9年のこの申請は却下されたが、現存する河北門付近の石垣遺構の残存状態が、この申請書に添付された撤去計画図とほぼ一致するので、この申請書は、明治11年の明治天

表1 明和の河北門造営の関係者

河北門造営方主付	2人	原五郎左衛門・永原忠兵衛
作事奉行	2人	土方勘左衛門・玉井舎人
作事所横目	2人	岡田平丞・清水八左衛門
内作事奉行	5人	沢田弥左衛門・山本久右衛門・山岸源大夫・河嶋吉大夫・高畠権大夫
主付御大工	3人	山上杢之助・清水次左衛門・松波源右衛門
主付御壁塗	4人	堀越源左衛門・堀越津右衛門・堀村市右衛門・堀内吉右衛門
主付御扶持方大工	1人	水嶋権之助
主付棟梁大工	3人	惣四郎・善次・忠右衛門
主付根葺棟梁	1人	甚左衛門
主付左官棟梁	2人	長右衛門・善次
御大工棟取	2人	西田清之丞・田辺久丞
御扶持方大工	3人	山上右平次・高橋貞右衛門・山本九左衛門
大工肝煎	5人	平助・武右衛門・助左衛門・庄助・彦助
棟梁大工	3人	七丞・与助・太助
屋根葺棟梁	2人	九郎右衛門・惣兵衛
算用者	2人	今村三右衛門・猪山左内
留書足軽	2人	(名前不明)
取次足軽	2人	〃
横目足軽	6人	〃
火ノ番足軽	6人	〃
入口番足軽	3人	〃
小遣小者	6人	〃

・「諸事被仰出等日記」(加越能文庫)をもとにした田中前掲註⁷⁾論文による。

皇の北陸巡行の後、おそらく認可され計画通り河北門は解体撤去されたのであろう。その撤去時期は、河北二ノ門が明瞭に写っている金沢城三ノ丸の明治期写真（学習院大学図書館など所蔵）の撮影時期が、岡田茂弘氏によって明治11年10月5日の明治天皇の金沢城内陸軍兵舎訪問時であると特定されたので⁽⁸⁾、明治12年以後のことと推定できる。

明治14年の二ノ丸火災によって、二ノ丸御殿を兵舎としていた大隊のため兵舎新築が急務となり、以後明治20年までに、三ノ丸で2棟、新丸で2棟の兵舎建設がなされた⁽⁹⁾。したがって、明治14年の火災後間もなく撤去され、新築兵舎の礎石などに転用された可能性が高いと推定している。今後、更なる調査が必要であるが、上記から明治14年以後、河北門の石垣等が人為的に解体され、現存の頬当で石垣以外の石垣遺構も解体撤去されたと推測している。
(木越隆三)

2 河北門の形状と規模

宝暦の大火以後、明和9年（1772）に再建された河北門は、一ノ門、二ノ門、二重の隅櫓跡の太鼓塀、L字型の土塀で構成された樹形門である。樹形の広さは、東西約14.6m×南北約18.2mあり、石川門と比較（表2）するとやや小さいがほぼ同規模である。なお、三ノ丸の方に入る通路は、石川門とは逆方向に曲がって一ノ門から二ノ門に達する左折れで、勝手が逆になっており、二重櫓の位置も左右入れ替わっている。

一ノ門は、河北門・石川門共に高麗門形式で、遺構の門部分の長さは5.3mあり、若干ではあるが河北門の方が門の通行帯の幅は広く、大手筋の門としての性格を示していると思われる。

二ノ門は、河北門・石川門共に通路左右の櫓台石垣の間を門とし、両櫓台の上を跨ぐ階上を櫓とする渡櫓形式の二重の櫓門である。遺構の調査から、石垣下端での門部分の間隔が11.5mであったことが知られ、門の通行帯の幅は一ノ門同様、石川門よりも広かったこと（表2）がわかった。また、現在のところ、宝暦の大火以降の姿を描いたと確実に断定できる建築立面図が発見されていないので、大火以前の立面図もしくは宝暦以前の姿を元に描かれた計画図と考えられている真柄図を参考に計測すると、二階部分の櫓長さは26.7mであり、石川門よりも一回り大きな櫓門であったと思われる。

一ノ門に向かって右手隅の櫓台には、宝暦の大火以前は、ニラミ櫓と呼ばれる二重の櫓が建てられ、着到櫓の役割を果たしていたが、大火で焼失した後は再建されなかった。そのため、大火以後は、南の新丸向きに「出し」を一ヵ所設けた太鼓塀が櫓台に回されていた。ニラミ櫓台は、東西の長さが、10.12~11.24m、南北の長さが、6.91~7.88mで、櫓台の面積は石川門の方がやや大きい。石川門の二重櫓（石川櫓）も変形はあるものの、ほぼ正確な菱形であるのに対して、ニラミ櫓台は、東西方向に長く台形に近い不等辺四角形である。

一ノ門と二ノ門の対辺にあたるL字型の部分には、石川門の場合は、一重の多門櫓で、二ノ門と二重櫓を繋ぐL字型の続櫓が、一層分の高さのある石垣の上に乗っている。これに対して、宝暦の大火以前の河北門では、樹形にL字型に土塀を回した上、南側の土塀に沿って長屋も存在していたが、大火以後にはこの長屋は再建されず、土塀だけが回っていた。

ところで、宝暦の大火以後に築かれた土塀は、異様に厚み（恐らく下端の幅であると思われるが、絵図では7尺4寸~9尺3寸と読み取れる。）のあるもので、これほど厚みのある土塀は、同じ金沢城三ノ丸の樹形門である土橋門のやはりL字型部分に見られるだけである。ただし、いずれの塀に關しても、その構造が判る絵図等は確認されていない。L字型の土塀の内部構造等については、後掲史料などを参考に、最も妥当な形状を模索しなければならない。

このように、河北門は、石川門よりも樹形の面積や二重櫓の面積は若干小さいが、構成建築物のうち一ノ門・二ノ門は河北門の方が大きく造られ、通行帯が幅広く取られていた。また、樹形門単独で

考ると、L字型部分に多門櫓を備えている石川門の方が防御能力は高いが、河北門のL字型部分の背後には、当時の城内最大の櫓である三重の二ノ丸菱櫓が聳えており、総合的な防御能力では劣っていなかったと考えられ、一ノ門・二ノ門を大型化することで、大手筋の三ノ丸への正門としての体面を保っていたと言えよう。

表2 河北門・石川門の主要寸法の比較

(m)

	構形		一ノ門	二ノ門		二重櫓台	
	長軸方向	短軸方向	門部分	門部分	櫓長辺	長辺方向	短辺方向
河北門	18.2	14.6	5.3	11.5	26.7	10.12~11.24	6.91~7.88
石川門	17.7~18.9	15.1	4.7	10.3	25.2	9.87	8.55

(正見泰)

3 河北門関係絵図史料の概要

(1) 河北門の平面図

河北門単独の平面図は、城内全域を10~14枚に分割した組絵図や、その写と見られる数例にとどまり、大半は城全域図の中に一建物として描かれている。それゆえ、表4「金沢城河北門関係絵図一覧」では、全域図のうち河北門を明瞭に描く平面図を主にピックアップすることになったが、兵学者が描いた繩張り図や庶民向けの城内案内図などは精度が落ちるので除外し、幕用図・藩用図の場合でも、図柄が同じものや写本などは略した。表4に掲げた35点は、①2種類の慶長古図（「主図合結記」系と有沢系）、②寛文8年図系の建物鳥瞰図（幕用図系）、③城郭修補願絵図に描かれた平面プラン（幕用図）、④作事所作成の建物等色分絵図（藩用図）、⑤江戸前期の地割図等（藩用図）、⑥その他、と6つに大きく区分できるので、この区分に従って、宝暦大火以前と以後に分けながら概要を紹介したい。なお、以下の絵図説明では拙稿「金沢城全域絵図の分類と編年—金沢城絵図調査報告Ⅰ—」（『金沢城研究』2号、2004年）、同「金沢城の地割絵図と二の丸御殿図—金沢城絵図調査報告Ⅱ—」（『金沢城研究』3号、2005年）で報告したことが基礎となっているので、そこで論証した点は略し要点のみ記したい。

①「慶長古図」については、前述の通り河北坂下に枡形門が描かれる。「主図合結記」系と有沢系⁽¹⁰⁾では多少形状が異なるが、どちらも坂上は平入り門、坂下は西に開く枡形となっている。寛永8年大火以前の初期金沢城の河北門の景観として、これが唯一の資料であり、現状では、この姿をもって慶長期の景観とみておくほかないが、坂上の河北門の形状については再検討の余地がある。

②寛文8年幕用図系の建物鳥瞰図、および③城郭修補願絵図に描かれた河北門の平面プランをみると、寛文期の城郭修補願図2点は繩張りを示すだけで精度に不満が残り、宝暦10年図までの2点（絵図一覧③—3・4）は、寛文8年図系の「加賀国金沢之絵図」とほぼ同じ景観を描くが、文化5年の城郭修補願図（絵図一覧③—5、②—4）になると、河北門のニラミ櫓がなくなり一ノ門・二ノ門以外は土塀で囲うだけの江戸後期の景観に変化する。安政3年の城郭修補願図（③—6）は石垣だけの配置図で、河北門石垣に3箇所の損害があったことがわかる。

つまり幕用図系では、「寛文8年図」と「文化5年図」が、それぞれ前期金沢城・後期金沢城の典型であった。しかし、これら幕用図の景観の基本は、「寛文8年図」の石垣上に描かれた鳥瞰建物であり、以前指摘したように、幕用図の鳥瞰建物の景観は実態とかけ離れている可能性が大きい（前掲拙稿、「絵図・文献からみた東照宮」「金沢東照宮の研究」）。幕用図に描かれた河北門の景観は、基本要素に問題はないが、規模・意匠などは作為的であり、これをもって河北門の外観とするのは慎重とならざるを得ない。なお、「寛文8年図」およびその同系絵図に書かれた三御門の規模は、門台石垣高さと枡形内の石垣長さ（折廻し）だけであったが、参考のため掲出しておく。

(ア) 河北門 折廻し29間半、二の門台石垣高さ：2間

(イ) 橋爪門 折廻し29間半、続櫓台石垣高さ：3間

(ウ) 石川門 折廻し28間、二の門台石垣高さ：2間

幕府向けに出した情報なので、実態より小ぶりに記載した可能性が高く、これは実寸ではないことに注意しておきたい。

④作事所作成の建物等色分絵図は最も多いが、江戸前期（18世紀前半）のA類・B類・C類に分類した建物等色分絵図（④—1～3）をみても、河北門の平面プランはほぼ同一で、大きな変更は認められない。したがって、寛永に再建された河北門の基本構造は宝暦9年の大火まで基本的に維持されたとみてよからう。宝暦5年図（10枚組と14枚組、④—5・6）は、幕府巡見上使用に用意されたものであるが、C類とほぼ同じ平面プランであった（④—5、なお④—6・7は5の写とみられる）。これら前期の建物等色分絵図の河北門内に番所が描かれるが、以後の作事所作成の建物等色分絵図でも描かれる。宝暦5年図系の河北門絵図には、ニラミ櫓は「玉葉奉行預」、二ノ門渡櫓は「御弓奉行預」、枱形長屋に「内作事方預」と記されているので、当時の用途が窺える。なお枱形長屋の後方に大型の「腰掛」という休憩所、ニラミ櫓西方には「定掃除所」の建物が設置されていた。

宝暦大火後は、2節でふれたようにニラミ櫓がなくなり、二ノ門続きの長屋が幅広の土塀に変わるなどの変化があったが、こうした景観を描く江戸後期の建物等色分図のなかには、詳細に寸法記載するものがあり、絵図精度も向上している。とくに復元設計にとって有益とみられる代表的な3絵図が、河北門をどのように描写しているか個別に確認しておきたい。

(ア) 1830年「御城中壹分碁絵図」600分1（④—9）は、文政8年～天保3年（1825～32）の景観を描くが、ニラミ櫓台石垣の平面プランを台形とし、上に大鼓塀と出シを描く。一ノ門裏にある東・西の雁木段数は8段で、二ノ門正面（西面）には雨落葛石が廻り、背面（東面）に矩折の排水溝を描く。一ノ門から二ノ門に向かう枱形内の通路には段差（葛石）を設けていた。

(イ) 1850年「御城分間御絵図」600分1（④—10）は、弘化2年～嘉永4年（1845～51）の景観を描く碁絵図であるが、枱形内の通路の葛石が描かれていらない点や枱形土塀外側の土居の端に石垣を描く点は（ア）と異なる。また、一ノ門裏側の雁木段数は5段としニラミ櫓台南側の石階段を矩折に描く点、二ノ門渡櫓の北側出入口に踊場しかなく石階段が描かれていらない点なども（ア）と異なる。こうした相違は、この20年間に生じた変化とみるか、絵図作成者の関心の違い、精度の違いに起因するものなのか特定できない。両者の要因が作用しているのであろうが、個々の相違点ごとに原因を判定する手がかりは目下得ていない。

(ウ) 「金沢御城内外御建物図」100分1（④—11）は、天保4～9年（1833～38）の景観を描くが、(ア) (イ) のような平面寸法の記載がない。しかし反面、建物の納まりについては(ア) (イ) より詳細である。例えば、一ノ門の鏡柱・控柱の方形の断面形状や二ノ門の鏡柱・脇柱の配列や形状を描き、ニラミ櫓台の大鼓塀に出シを設け控柱を描く点などは建物構造を知るには有用な情報であった。しかし、一ノ門裏側の雁木段数を6段とし、一・二段目を頬当石垣まで延ばして描く点などは(ア) (イ) と異なり、相違の意味を検討する必要がある。なお、枱形土塀を幅広い太線で描く点や二ノ門周辺の雨落葛石や排水溝の書き方などは(ア) (イ) と共通する。

以上3点のうち、(ア)・(イ) は「碁絵図」と呼ばれる分間図である。(イ) には1分3ミリの朱の方格線が入るが、(ア) は略している。(ア) の元図は、(イ) のように方格線があったが、城代提出用図であったため方格線を略したものである。江戸後期の碁絵図は地図としての精度が向上しているうえ、建物の平面規模を示す寸法が数多く表記されているので、復元設計に貴重なデータを供する資料といえるが、1間が6尺なのか6尺5寸なのか、凡例などがないため不明であった。しかし、文化

財建造物保存技術協会において石川門の実測値と絵図記載寸法を比較検討した結果、両図とも1間を6尺としていたことが判明した。また、(ア) (イ) で、同じ位置(測地点間)の寸法表記がほんのわずかだが異なる箇所がいくつかあった。当初は誤記とみる見方もあったが、文化財建造物保存技術協会による石川門の実測値と比べてみると、(ア) は柱の外側を実測点とする外・外計測、(イ) は真・真計測であったことから数値が異なったケースが2カ所あったが、それ以外は、(ア) (イ) とも同一であるか、(イ) のほうが外・外計測で、(ア) の寸法が小さいケースであった。河北門で検証してみても、(ア) が外・外計測、(イ) は内法計測というケースが1例あるが、逆に、(ア) が内法計測、(イ) は真・真計測のケースがあった。このように、記載された寸法の測定しているため、実測者による個性が反映の流儀、測量時の制約等により、ある程度要がある。こうした検証により、江戸後期(ア) (イ) 両絵図の利用価値は一層高まる

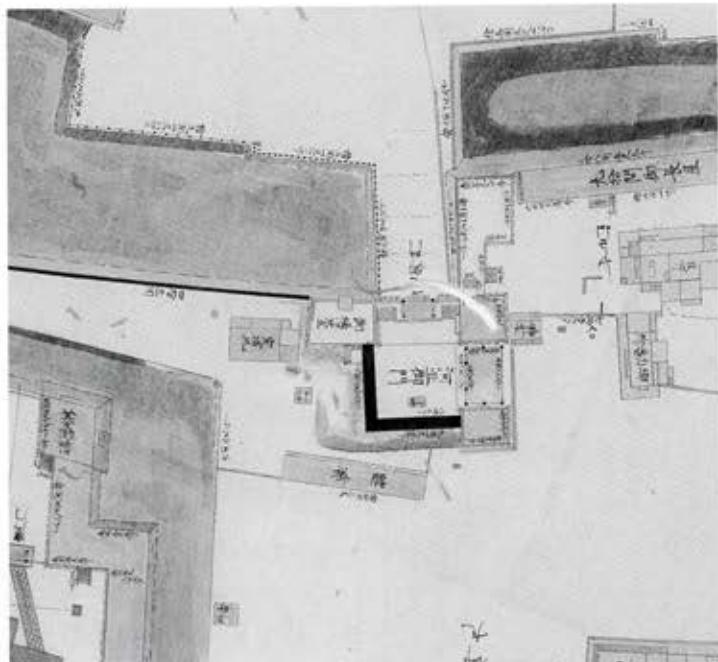
内法計測、(イ) は真・真計測のケースが1例あり、(ア) のみ二ノ門鏡柱の内法を示すということもあった。このように、記載された寸法の測点の取り方に斉一性を求めるがたく、個々の状況に応じて実測しているため、実測者による個性が反映したものと思われる。絵図作成を担当した御大工や測量者の流儀、測量時の制約等により、ある程度臨機応変に測ったと推定されるが、今後さらに検証する必要がある。こうした検証により、江戸後期の墓絵図上に書かれた寸法記載の意味がより明確となれば、(ア) (イ) 両絵図の利用価値は一層高まるはずである。

また、江戸後期の精細な碁絵図に記載された情報と埋蔵文化財調査によって確認された遺構等から判明したサイズ情報との照合も今後の課題となろう。

⑤江戸前期の地割図等4点は、17世紀後半～18世紀初頭の景観を描くもので、とくに10枚に分割した「金沢城中地割絵図」(⑤-1)は、細かに各部の寸法を記載する大型図で、江戸前期の河北門の史実を検証するに適した絵図である。「金沢城分間絵図」(⑤-4)は「金沢城中地割絵図」系の図柄をもつが、寸法等の記載はない。城内呼称や貼り紙の内容などから江戸後期に利用された絵図と推定される。なお「金沢城分間絵図」の写が金沢大学に1枚所蔵されるが絵図リストでは略した。

寛文期から元禄年間頃の城内景観を描いた「金沢城内絵図」「金沢城図」(⑤-2・3、拙稿『金沢城研究』3号で解説する)も、前期金沢城の景観を示す代表的な絵図であるが、そこに書かれた河北門のサイズ情報を、表3「江戸前期の河北門のサイズ」に区分して掲げた。例えば表3のニラミ櫓のサイズ表記を見ると、双方の絵図作成者は、異なる観点から実測したことがわかる。つまり、作事所で作成した「金沢城内絵図」「金沢城図」ほうは、御大工の視点で石垣上の建物のサイズを示したのに対し、普請会所で作成された「金沢城中地割絵図」では、城内石垣・堀等を保守管理した普請奉行・穴生の観点から、石垣の長さや高さ・法などのサイズを示したことが窺える。しかし、このように記載サイズの意味を切り分けても矛盾した点が一部残るので、これらは今後、埋蔵文化財調査の発掘結果等をまって検証されなければならない。そのための基礎データとして提示しておく。

⑥その他の平面図は、多様な用途で作られており、そこから河北門の用途や管理状況、非常時の出動体制などが窺える。江戸後期に作成された江戸前期の景観を描く全域絵図2点（⑥—1・2）で、枡形長屋を「玉葉奉行預り」としている。河北門が三ノ丸にあった鉄砲所や鉄砲訓練所のための弾薬



「御城中壹分碁絵図」(横山隆昭氏蔵)

倉庫として利用された可能性が窺える。また「金沢御城之図」(6—5)は、火災等の非常時に城内各所を防備するための動員体制を示したものと推測されるが、河北門・石川門では、いずれも金沢町奉行1人、与力5人、足軽26人、橋爪門では定番馬廻4人、足軽10人が配置されている。

表3 江戸前期の河北門のサイズ⁶⁾

	金沢城内絵図・金沢城図	金沢城中地割絵図
一ノ門	門幅2間 頬当石垣土塀：2間十2間	門幅：不記、頬当石垣長さ：2間半十2間半 頬当石垣奥行：1間4尺5寸
ニラミ櫓	二重櫓：1重目は4間×6間、 上重：2間半×3間半	櫓台石垣サイズ：4間半×6間4尺 櫓台と地面との比高差：8尺 櫓台南面の付属石段サイズ：11尺×2間
二ノ門	渡櫓規模：4間2尺×13間5尺	南側櫓台石垣：4間5尺5寸×3間半 北側櫓台石垣：4間5尺×4間5尺 門幅：6間4尺
枡形の御長屋 (一ノ門向い)	長屋建物：2間×8間4尺	長屋土台石垣内側長さ：8間半
枡形土塀 (二ノ門向い)	土塀長さ：6間2尺3寸	土塀土台石垣長さ：7間2尺

(2) 河北門の立面図

次に立面図についてみる。「金沢城建物起絵図」(以下「起絵図」とする)と「加州金沢御城来因略記」(以下「来因略記」とする)が基本となるが、いずれも150分1の縮尺図で精度の面では十分とはいえない。文化13年に編輯された「御城中総櫓并御門絵図」は、「起絵図」・「来因略記」と同系統の立面図集であるが、掲載図面が少なく、文化3年以後に最終的に完成された「起絵図」から重要な立面図を選抜したものとみられる。天保15年に編輯された「来因略記」も「起絵図」を参照して作られたと推定されるので、河北門立面図については、「起絵図」が最も基礎的な資料といえる。

「起絵図」の河北門は、二ノ門の立面図以外すべて、宝暦大火以前の立面図の上に明和9年に再建された立面を張り掛けたもので、宝暦大火以前と以後の変容がよくわかる。しかし、二ノ門の立面図には張り掛けがなかった。二ノ丸菱櫓も、こうした張り掛けのない事例であった。これを宝暦大火後の再建で、基本的な変化がなかったため、あえて張り掛けをしなかったものと解釈したが⁽¹¹⁾、厳密にいえば多少の変化があったことは否定しがたい。あくまでも基本的な点で外観に変化がないと判断し、張り掛けを略したのである。

上記から、河北門復元にあたり、「起絵図」に張り掛けられた宝暦大火後の再建建物の立面図や、張り掛けなしの二ノ門西側立面図が、唯一の立面図資料ということになる。このほか、二ノ門東面の一部が写っている明治期の「三の丸写真」(学習院大学付属図書館蔵)も、江戸後期の河北門の立面が確認できる重要資料である。学習院のこの「三の丸写真」の撮影時期は、上述の通り明治11年の北陸巡幸時であったが、これと同じ写真が宮内庁書陵部などにも所蔵されていた⁽¹²⁾。また、この「三の丸写真」と同じ方向から撮影した別種の写真「河北門」「二ノ丸菱櫓・河北門」の2葉が、金沢大学図書館・金沢市立玉川図書館(元の写真は大友家旧蔵と推測される)にあり、学習院の「三の丸写真」と合わせて復元資料として活用している。

確かな立面図資料が「起絵図」だけという状況のなかで、新史料の発見がまたれていたが、昨年9月、真柄建設株の社史編纂をきっかけに、3点の金沢城関係図が確認された⁽¹³⁾。そのなかの一枚が縮尺50分1の河北門立面図「河北御門絵図」(以下では「真柄図」と略記)であり、内容的にも河北

門の復元設計に重要な情報を提供するものだったから、じつにタイムリーな発見で驚いた。当初確認したとき、これを江戸後期、明和9年再建時の立面図と解釈したが、発掘調査の結果と照らし合わせた結果、むしろ明和9年再建時以前の姿である可能性が高い。その理由を簡単に説明しておきたい。

真柄図は、二ノ門渡櫓の西側から見た50分1図で、起絵図より精度が出ている点にまず価値があったが、そのほか渡櫓下の冠木の内法高さや鏡柱の内法幅、脇柱と鏡柱の幅、鏡柱・脇柱の寸法などが記載される点で貴重であった。さらに、真柄図の柱間幅（17尺）・鏡柱サイズ（3尺2寸）と1830年の「壹分碁絵図」の内法長さ（13尺8寸）とが一致したことから（17尺-3.2尺=13.8尺）、真柄図の真正性が高まった。しかし、方形の脇柱のサイズは「2尺×1尺7寸」と記していたが、発掘された脇柱の礎石とその上に残された柱の痕跡から柱のサイズを測ったところ、絵図より一回り小さい「1尺8寸×1尺3寸」という数値を得た。また渡櫓の隅柱が描いていない。

そこで問題となるのは、発掘遺構で確認された柱サイズや古写真の姿と、真柄図の間の違いをどう考えるかである。一つは、真柄図は設計図であり、施工上何らかの不具合があり予定の脇柱より小さくなつたと解釈ができるが、設計図としての真柄図が何を根拠に2尺幅の柱としたかというと、宝暦9年に焼失した河北門のサイズに準拠した可能性が高いといえる。また、もう一つは、真柄図はそもそも明和の再建と関係のない絵図で、明和以前の立面図であると見ることもできる。しかし、鏡柱のサイズや2本の鏡柱の内法寸法が、再建後のサイズを記録した「壹分碁絵図」と一致している点からすると、真柄図は、宝暦以前の立面図を参考に作成された計画図と解釈する方が妥当であろう。

このほか、清水文庫に残る木割書（作成年次・作成者不明）「造作弁図解」に枠形門の二ノ門立面図が掲載されており参考となるが、来歴不明の木割書なので真正性の追求が今後の課題である。

（木越隆三）

4 河北門に関する主な文献史料選

（1）慶長年間、河北門築き直し事件 [毛利隼之助著「拾纂名言記（上）」「御夜話集」上編]

一、利長様御逝去有て後、利常様御意には、河北門の先升形私築可と申上遣けるに、大形出来せしに、篠原出羽上方御使に参り歸て申上るは、此所は御城の大手也、石小にして見苦敷候と申上、打崩て築直す。此時予思ふは、我に家督御譲りあらば、出羽を成敗可仕と思入て居。家督拝領して思ふは、出羽ほどの者持事難しと。成敗はおもひもよらずと、神戸清安杯に御物語被成と云伝也。

（2）宝暦大火後の河北門再建史料

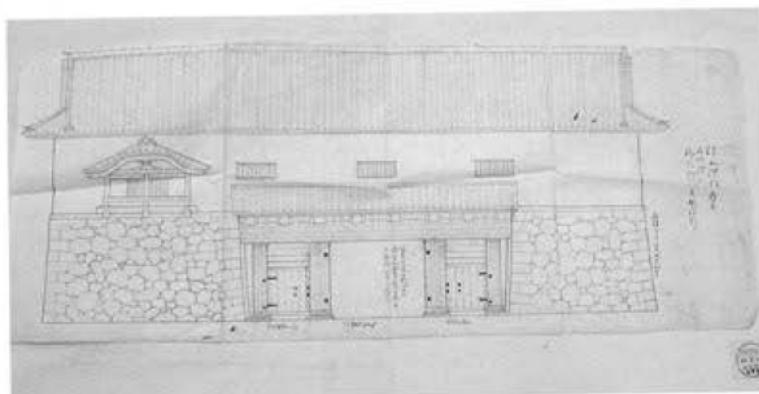
①「泰雲公御年譜」（宝暦12年3月22日条）（加越能文庫）

一、（三月）二十二日、御城御造営ニ付、石川御門御普請ハ御郡方、河北御門御普請ハ町方ヘ被仰付候由、

②「袖裏雜記」十九（宝暦12年3月22日条）（加越能文庫）

町奉行江

御城御造営就被 仰付候、外類御普請所之内一ヶ所御入用銀、町中より為冥加指上申度旨願之趣承届候、先以奇特成事ニ候、就夫河北御普請被 仰付候条、右御入用銀指上候様可被申渡候、右之



「河北御門絵図」（真柄建設株式会社蔵）

趣者追而御聽にも相達可申候事、

三月十八日

○右、河北御門御入用者二百貫目計にて、町方よりハ夫より多ク為指上可申内存之由、町奉行申候趣等もあり、

③「太梁公日記」(明和8年10月28日条)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

又兵衛呼、

○城中普請、且河北門ノ事、且公事場奉行之事等、工夫有之様申渡置也、

④「太梁公日記」(明和8年11月8日条)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

○先達而河北門普請主付之義、權左衛門を以相同、右之内、原五郎左衛門・永原忠兵衛、右主付可申付旨申渡ス、年寄中よりハ原五郎左衛門・野村源兵衛・永原忠兵衛・山崎次郎兵衛同に付、先名之者共故申渡ス、
(元成、馬頭頭) (孝良、祖外番頭)
(昌信、馬頭頭) (豊明、表小野)

⑤「頭書日記」(明和9年2月22日)〔前田土佐守家資料館〕

河北御門御普請就被仰付候、当廿九日より往来指留候条、御城中御番人、且又就御用罷出候面々、石川御門より從来之筈に候条、此段夫々一統不相洩様可被申談候事、

二月廿一日御城代安房守より御横目へ渡之、

⑥「太梁公日記」(明和9年2月29日条)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

一、今日より河北門出来ニ取かゝり候に付、門留メ申付候由し、当分石川門より出仕等有之様申談候得共、一ヶ所ニ而者、以之外指支候に付、其上火事等急切之御用有之トキハ、トテモ石川迄ニテハ必至与指支候間、土橋門ヨリ茂手寄次第登城候様可申渡ト存候、此段城代へも相達、指支候儀茂無之旨に付、相同候由、權左衛門を以主水より同ニツキ、承届候段申渡ス、

⑦「太梁公日記」(明和9年3月11日条)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

駿河守 同、
安房守

○今般江府火事に付、別而何か指ツメ之時節候間、河北門之儀、先延引可然旨、今朝又兵衛より申越候、併最早大半取かゝり候事ニ候間、何卒此儀不被仰付候様いたし度、兩人相願候由之事、右取意也、委細者入組、事長キ故略ス、猶更可及思慮旨申演ル、

⑧「太梁公日記」(明和9年3月13日条)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

駿河守同、

○昨日申聞ル河北門作事之儀、今朝又兵衛より先達而御指止候様申遣候得共、存底二者、何卒被仰付候様いたし度段申越候旨申に付、左候得ハ、一段之事ニ候、今明日中ニ拙者より可申ト存ルトコロ、又兵衛より右之通申候候へハ、猶更之事也、

⑨「太梁公日記」(明和9年6月28日)〔史料纂集「太梁公日記」一〕

安房守同、

○此間權左衛門を以被仰出候小川七太夫手前之儀、御加筆物指上候由ニ而持參、受取置也、

○昨日河北門私共遂見分処、一段宜出来之由也、一段之義、存之外早ク出来、殊更參勤前宜時分出来、重疊之仕合ニ候、土方勘左衛門初、殊ニ原五郎左衛門杯も以之外出精故如是、各ニも兼々心頭ニ被懸候故ト、彼是大慶之段申聞ル也、
(明氏、作事奉行) (元成、馬頭頭)

⑩「頭書日記」(明和9年6月28日条 7月6日条)〔前田土佐守家資料館〕

六月廿八日

一、河北御門就出来、今日御城代見分有之候ニ付、定番頭・同御番頭、主附頭原五郎左衛門・永原忠兵衛、御作事奉行初、手先之役人召連罷出候、

一、右、御門就出来、来月朔日より往来相成候由、御横目中より申談有之候、

七月六日

(中略)

一、今度河北御門出来、依之今明日町中致益正月候様申渡、両夜共町中提灯家々燈之、

⑪「政隣記」十一（明和9年7月7日条）（加越能文庫）

(七月) 七日河北御門御普請出来、当月朔日より往来不指支、依之今日右御用懸り左之人々江左之通、

白銀五枚・晒布三疋 原 五郎左衛門

晒布三疋 永原忠兵衛

同二疋宛 御作事奉行 土方勘左衛門
玉井舎人

八講布二疋宛 内作事奉行等同断 御横目都合七人

金子等 御大工等江

右、河北御門御普請、何茂入情相勤候ニ付致出来、御喜悅 思召候、依之御祝被成、御目録之通被下之、

⑫「政隣記」十九（寛政10年正月条）（加越能文庫）

今月十六日河北御門鎖損候旨、御番与力より三之 御丸御馬廻^{一番組御番人佐藏勘兵御番所江断ニ付、右}御馬廻衛、小寺武兵衛組也、此方御城代へ持参御達申候間、持参候様重而申達候得共、与力中承引無之指支候ニ付、先下番足輕を以受取候。以来持参之儀被仰渡候様仕度、乍然是迄新鎖御作事所より御番所江、棟梁持参之儀に候條、損物御用立不申品ニ候間、是非与力持参無之而も苦ケ間敷哉、左候得者御馬廻中も御城代江持參に及間敷哉。是以後者損候段迄御達申、損シ鎖者御番所へ棟梁受取ニ出候様可被仰渡哉之旨、水越^{オホテ}兵衛等十五人連名状紙面、佐藤・小寺宛所ニ而出候に付、則二月十九日両人奥書を以御城代奥村河内守殿・前田大炊殿へ相達置候處、是迄新鎖棟梁持参者不相当儀、間違之趣も可有之候、以来ハ損候鎖与力持参ニ不及儀者、損之品に候得者不指支儀ニ候。御馬廻中も御城代江不及持参候、依之向後者御馬廻より罷出、損シ候儀可相達、左候得者内作事奉行御番所へ罷出受取、御修覆等出来之上持参候様可被成ト申渡候、右御修覆等之鎖等者、与力罷出受取候様被仰渡候間、此段三之御丸御番人中へ可申渡旨、四月廿一日御城代河内守殿被仰渡、則佐藤・小寺より申渡候事、

(3) 文化年間『越登賀三州志』

河北・石川二門の名は、河北・石川二郡に向ふ所の門と云ふ義成るべし、河北門の名は、天正十一年国祖能州七尾より当城へ移り玉ふ時、小坂口を正門となすとまで有りて、此の時未だこの門名は無なりきと見ゆ、翌十二年能州末森後援の時、河北門より出馬し玉ふとあるなれば、是其の門名を云ふの始めか、是より後の書には多し、石川門名の初見は、承応の頃当城の白鳥塹へ溺婦あるより、石川門内安里に往来を禁ずと見え、又石川門脇、向山より見下すかざしの松は、微妙公の時篠原織^{千時御部用人。}に命ありて、植ゑさせらると云ふこと見ゆれば、此の頃よりの門名か、是以前には見あたらず。

(4) 藩穴生方後藤文庫にみえる河北門史料

①「城内等秘抄」

三之御丸

一、三ノ御丸一郭別廓也、如此ニシテ廓を厚クしたる物也、土御番所後ハ小廓也、鶴御丸ハ馬屯八枚戸ハ馬出也、右之方茂馬出也、

一、河北一ノ御門左之方懸壙下御石垣ハ火矢台也、御土蔵之方懸壙少残シ其余者長打廻懸壙取除御幕

也、此所にも天明有べし、火矢台・大筒台ハ地面より上迄栗石詰ニシテ上ニ土置、芝付不申筈ニ候。子細ハ若枯草ニ相成芝ニ火うつり申故、芝状申義者無用、しかし御好なれば格別。

一、河北御門升形御石垣折廻シねり堀之中御石垣、隠シ石垣と申候、隠石垣ハ 御城中此所壱ヶ所に御座候、

一、同所等一ノ御門々より鉄炮打出等之義者略仕候、

一、御櫓々より大筒小筒打出申義右同断、

一、河北一ノ御門右之方土堀取除御まく火矢打出ス所歟、

一、士御番所後釣がね者御城中火事之節、旦 御出陣之時御相図之かね歟、

②「高石垣等之事」など

一、宝暦十年橋爪足軽番所横切合御石垣繕り、同十年より河北御門台両方積直十一年出来、同十二年五拾間御長屋下石垣崩御普請同十三年出来、

(中略)

一、河北御門台本切合、是等茂手初之御普請ニ候、其節繩張大キニ六ヶ敷候、町石屋數人御雇ニ候内法船寺町ニ石屋長左衛門と申者有之、是ハ水まハリ達者ニ候、此者与御扶持人石切と申談繩張出来也、當時ニテ町石や杯示談ニ而致出来候ハゞ世上風聞可有之、其時分ハ人氣宜何之きたもなく相済候、右御門台手切ニハ宜出来ニ候、惡敷所も有之候得共初而之事夫程之事ハ可有之候、角石長サハ其程ヲ考極ベし、長キ石ヲ用ると平積石配あしく相成候、此所会得可仕候、薄キ石ハ果而不宜其程考極ベし、

(中略)

一、河北御門と云ハ方角之郡之名也、河北ハ北向北ハ河北郡也、雖然此内郷庄入交り居可申歟、其所ハ未承候。末ニ郷庄之事調置候、

一、往古ハ三ノ御丸等并河北御門外等士屋敷也、其後不残御城外江移さる、此御人々之事別絵図ニ調置ベし、

一、石川御門と云ハ浅野川ヲ限東南西ハ石川、其内中石川等色々分り有之、浅野川之外ハ河北郡大略如此。右両御門ハ郡之名也、

一、土橋御門と云ハ御門外左右之御堀掘切石垣ヲして土橋ニ相成居候故土橋御門と名付、

一、西丁口御門ハ西丁と云町名有、此町口に御門口付有之故西丁御門といふ、

一、橋爪御門ハ橋ノ爪ニ御門有之故、橋爪御門といふ、

一、南御門ハ三ノ御丸より方角南ニ当リ候故鶴御丸南御門といふ、此御門昔末森之大手之門と承、鶴丸入口八枚戸有之、士番所後ニ早かね有之、やねなし、

(中略)

(5) 文化10年『国格類聚』にみえる河北門史料

①国格類聚卷之二

年中御城向御作法之部

此部文化八年年頭御作法附ヲ以テ書シ、猶巨細ニシテ事ヲ識ニ便ナラシム、

年頭御作法

正月元日

一、御殿等江罷出候人々都面熨斗目布上下着用之事

一、御城中御門々々開之、御節藁并御飾松有之但三ヶ日、河北御門・石川御門下警固足輕三人、同升

形之内江も足輕兩人罷出但割場より相属、同所御門外江も兩人出る、右両御門為御固御先手物頭三人御

少之時者割場奉行一人充、与力御番所江相詰物頭持鍼者御番所掛之、割場、橋爪御門右同様、御先手物頭

武人割場奉行持鍼者御門内者不入候事、

等ハ御馬廻番所江相詰、但御門之下江御歩横目一人罷出但年寄衆等登城之節迄、且未明ニ候得者自分提灯前ニ置、此外佳節朔望等相詰儀無之、同所一之御門下同外橋之端及雁木坂高等警固足輕兩人充罷出、夫方表御式台前九拾間御長屋並ニ足輕十人計、御玄闕及裏御式台向腰掛前江も足輕十人程充警固罷出

但、三ヶ日同様御規式相済次第、御門方平日之通、

②河北・石川両御門内召連候従者御定

一、若党 御年寄中五人 御家老役四人
若年寄役三人 人持并組頭三人
物頭以下武人 前田木工並武人
平士壱人

但御奥小将并御城中御帳付ハ武人

一、右之外年寄衆挾箱一當時省略二而都而、草履取武人、人持并組頭挾箱一、草履取武人、物頭以下挾箱一、草履取壱人、
一、人數定之外夜中ハ提灯持壱人、雨降候刻ハ拿持一人不苦候、
一、御城中 御番人ハ長道具并供之者幾人ニ而も不苦、槍者横ニいたし為候事、

橋爪御門内召連候従者

一、若党 年寄中武人 御家老役武人 若年寄壱人 人持以下都而一人、
一、右之外ハ一統挾箱一、草履取一人但御用番ハ二ツ召連、但年寄衆等者外小遣之者兩人召連候事、
一、挾箱橋爪御門内江為候事々、

人持役掛 諸頭 平士役懸 御奥小将 御表小将 御大小將

但小松御城番并兼役無之御先手物頭ハ不罷成候、都而無役之通三 御丸迄、

③火事御定之部

此部其要例ヲ爰ニ挙ク、其他御城中御定及從前々被仰出等之品繁多ニシテ不記之、尚其書記ニ就テ研究スヘシ、

(中略)

○御留守中火事之節御定

一、御本丸 定番頭

但二御丸并同所御奥方、且又金谷御殿御広式江も打廻り可指引

定番御馬廻御番頭 定番御馬廻

定番御歩小頭

一、二御丸 御小将頭 新番頭 御歩頭

金沢御留守居番 御使番 御小將

割場奉行一人 新番組御歩 御歩之者

〔朱書〕「但本文之通ニ候得共、御小將・新番并御歩ハ先河北・石川両御門外江手寄次第罷出、追而頭得指図候而、二 御丸江も罷出候、但此分私ニ記之」

一、二御丸奥方 足輕一人 高畠安右衛門」

足輕五拾人 小者三拾人

一、三御丸橋爪 当番人足輕共 御小將横目一人

御歩横目一人

但御門之外ニ有之、供之下々御定之通相違無之様内江召連、其外者道明二

行ニ有之、作法能候様可申付事
 割場奉行一人
 但三 御丸迄罷出、所々足輕番所見廻可申事
(裏忠・御小将頭)
 一、河北御門 広瀬武大夫組附与力并組足輕供
(朱書)
 外足輕頭一人「付札音地清左衛門」
 御小将横目一人 御歩横目一人
 足輕十人
 但御門外ニ有之、御城中出入仕者不作法無之様可申付事
(直一・馬頭)
 一、石川御門 中村才兵衛元組附与力并組足輕共
(朱書)
 「付札」(直造・御後頭)
 外足輕頭一人 茨木源五左衛門
(朱書)
 「付札」(朱書) 中村才兵衛元組附与力・組足輕迄
 罷出候様可指引 茨木源五左衛門
 御小将横目一人 御歩横目一人
 但御門外有之、御城中出入仕者不作法無之様可申付事
(朱書)
 一、土橋御門 足輕頭一人「付札」(久持・御持筒頭) 仙石兵馬足輕一人
 一、九拾間御長屋并四拾間御長屋
 御持方頭与力并組足輕共
(茂育・御持弓頭) (昌澄・御小将頭)
 吉田彦兵衛 山路忠左衛門
(裏忠・御小将頭) (貞保・御持弓頭)
 広瀬武大夫 堀万兵衛 御射手
 御異風 御鉄炮掃除足輕共
(通之・小事場奉行) (範均)
 一、薪丸 表御納戸奉行御土蔵番人但當番・非番 共可罷出候
 一、金谷御殿 小幡雅楽助 橫山織部

④ ○御在国中火事之節御定
 一、御本丸 定番頭
 但二 御丸并同所御奥方且又金谷御殿御広式江も打廻り可指引
 定番御馬廻御番頭 定番御馬廻
 定番御歩小頭
 一、二御丸 大年寄中 年寄中 御家老中 若年寄中
 御奏者番 定番頭 御近習頭 御用人
 御小将頭 新番頭 御歩頭
 金沢御留守居番 御使番 御小将横目
 御小将 割場奉行一人 御近習番非番共
 諸役人 三十人組頭 新番組御歩
 御歩横目当番人 御歩者
 定番御歩小頭非番之御歩召連可罷出
(朱書) 「本文之通ニ候得共、先一統越後屋敷前ニ相揃候、但私ニ記之」
 一、二御丸御奥方 足輕頭一人
 足輕五十人 小者三拾人
 一、三之御丸橋爪 足輕頭二人 御小将横目一人
 御歩横目四人 足輕十人
 但御門之外ニ在之、供々下々御定之通無相違内江召連、其外ハ道を明ニ行

		ニ作法能有之様可申付
	割場奉行一人	但三之御丸迄罷出候、所々足輕番所見廻可申事
一、河北御門	廣瀬武大夫組附与力并組足輕共 外足輕頭一人 御小将横目一人 御歩横目四人 足輕十人	
		但御門外有之云々 <small>(朱書)</small> 「但橋爪御門同様之但書ニ付略之」
一、石川御門	中村才兵衛元組附与力并組足輕共 外足輕頭一人	
		<small>(朱書)</small> 「但此外も河北御門同様ニ付略之」
一、金谷御門	庄田要人組附与力并組足輕迄 外足輕頭一人 御徒横目一人 足輕十人	
一、七拾間御長屋御門	林十左衛門組附与力并組足輕共	
		<small>(朱書)</small> 「但此外金谷御門同様ニ付略之」
一、七拾間御長屋	組外御番頭 組外二組	
一、土橋御門	足輕頭一人 足輕十人	
一、薪丸	表御納戸奉行 御土藏番人 <small>但當番、非番</small> 共可罷出候	
一、金谷御殿	小幡雅楽助 橫山織部	
一、金谷御屋敷御文庫	青山將監等 <small>(朱書)</small> 「此外名前去年御留守之通ニ付略之」 内式人 組外御番頭 組外二組 <small>本組</small> 明組与力	
一、九拾間御長屋并四拾間御長屋	吉田彦兵衛組附与力并組足輕共	
		<small>(朱書)</small> 「此外名前等去年御留守之通ニ付略之」
一、堂形	御馬廻四組頭共	
一、御算用場	御馬廻二組頭共	
		<small>(朱書)</small> 「遠田誠摩等 <small>當分</small> 留守之通ニ付略之」
一、新堂形	奥村兵部等 「同断」	
一、御算用場統薪藏	前田木工等 「同断」	
一、公事場	中川清六郎等 「同断」	
一、会所	同所奉行	
一、割場并下御台所	同所奉行	
一、御普請会所	同所奉行	
一、御細工所	同所奉行	
一、越後屋敷前	御馬廻二組頭共	
⑤ ○大組足輕等火事之節建場		
大組 河北御門外	神田十郎左衛門組	
石川御門外	玉川七兵衛組	
金谷御門外	代神戸藏人 庄田故要人組	
中組 河北御門外	代改田主馬 中村宗兵衛組	

石川御門外 戸田五左衛門組

九十間御長屋 堀万兵衛組

金谷御門外 中泉七大夫組

七拾間御門外 渡辺久兵衛組

但残二組者寄場無之、依而其組々稽古場江相詰、江戸御供詰ニ而明所次第其跡江出、繰々ニ相勤之、故ニ定り候建場ニ而者無之候得共、當時之趣を以書之、

定番 土橋御門横

二御丸御広式口

但御本丸御殿有之候得者、鉄御門前ニ守衛之御定、其時者二御丸者無之

御留守居 金谷

⑥御発駕 御帰城之節御作法

一、文化九年三月廿八日 御帰城之節御次第を以記之、

一、御発駕・御着城共御当日御府内一統服沙小袖但尤時服也・布上下着用、御城向御門詰も有之、但御門者不開、

一、御通筋江者都而所々奉行人等其外町方・村方役人共夫々御先規之通罷出候、

但魚津在住・今石動支配支配所御通行被遊ニ付、蹲踞之節槍伏不申候、是其警衛之所を重せられ候故也、且右在住等當時ハ御通之節支配所江不罷越

一、支配境江所々御郡奉行尤罷出候事、

一、御先之三品者三御丸ニ列建罷在候、御筒・御弓者五十間御長屋ヲ後ニ建、御長柄者打廻し下馬之方を後ニ仕建並、尤夫々押之頭御道具之次ニ罷在、御着迄建成之事、

但御筒者御鉄炮所江入、翌日右奉行江相渡、河北御門之高御長屋江入、御弓者同様御弓矢奉行江相渡、五拾間御長屋江入、御長柄者御着後御武具奉行請取之、裏御式台高ニ為掛之、則御在国中御飾有之候、

〔未審〕一、右三品御発駕之節も同様三之 御丸ニ相建、御左右次第御先江押出候事」

一、町端江御待請 町奉行兩人 町同心

但町役人共御通筋江罷出、其外辻々警固足輕罷出候、

一、河北御門前御石垣下

当時改作奉行ハ 御普請奉行 御作事奉行 会所奉行

越后敷御門ヲ後 (マツ) 御算用場御横目 改作奉行 内作事奉行

にして 外作事奉行 割場道具渡奉行

一、同御門檻際 (式公事場御横目) (壹御預地方御用学校御横目)

一、三 御丸橋爪 御年寄中 御出通之方者 池之際江

一、同所引離 寺社奉行 公事場奉行 御算用場奉行

御奏者番 篠原頼母 藤田五郎

但近年被仰渡有之支配所江
不行越ニ付此所江罷出

御馬廻頭 御小将頭 新番頭 御歩頭

御用人 大組頭兼役 御持方頭兼役

物頭並改作方御用・割場 御用ニ而も都而 聞番 組外御番頭

御使番 御台所奉行 御細工奉行

右之面々並居、大抵御馬廻番所之辻迄ニ列居、但御横目者所々指引仕、御通之節者与力番所前ニ罷在蹲踞之事、

但無役之御先手物頭者罷出不申候、

一、同所中程 但大体御馬廻番所之向
 御射手裁許 御異風裁許
 但頭分以上 御意有之ニ付 御通之節少進出
 少隔
 御弓矢奉行 御鉄炮奉行
 引離
 御鉄炮玉薬奉行 御歩横目兩人
一、同所ニ河北御門を後ニ 但橋爪御門之方ニ向
 割場奉行 同所御横目 但御発駕之節ハ
 越後屋敷前
一、橋爪御門御番所際 御馬奉行
一、表御式台前 定番頭 御留守居番 御広式御用之頭
 定番御馬廻御番頭
 御前様御附使者熨斗目着用
 関屋長大夫
 貞琳院様御附使者熨斗目着用
 永井貢一郎
一、裏御式台前江 御歩小頭 定番御歩小頭
 当番之御歩并御小人頭

引離候而三十人頭罷在、但下馬之際ニ者三十人小頭罷出候事、

(6) 森田平次著『金沢古蹟志』(明治24年刊 34巻本)

河北門

此の門は、追手の正門にて、此の門外は新丸といへり。慶長四年、新丸に取囲なき以前は、河北門外は武士・町人等雜居して、家屋連櫓すと云ふ。三州志来因概覽附録に云ふ。河北・石川二門名は、河北・石川二郡に各向ふ門と云ふ義成るべし。河北門の名は、天正十一年高徳公、能州七尾より当城へ移り給ふ時、小坂口を正門となすとまで有りて、此の時未だ門名は無かりきと見ゆ。翌年十二年、能州末森後援の時、河北門より出馬し給ふとあるもの、是其の門名を云ふ初めなるか。是より後の書には多しといへり。平次按するに、能州鳳至郡栗藏村彦三郎由緒書に、四代先彦十郎、七尾の城に相詰居候處、末森城江佐々内蔵助被寄付。早速御注進申度、浦通りは往来成り難く、羽咋へ出て、浜辺を這ひ行き、金沢御城へ懸け付け、河北御門迄来て申上ぐ。依而為御褒美錢一貫文被下、と見江、田畠兵衛の由緒書には、城主助右衛門殿書状を被添、金沢御城御玄関へ直に馳せ着き、右状箱指上げ、御注進申上ぐと。とあり。さて河北門の名は、此の時より称し始めたるには非ず。利家卿入城の初めより称し来る門名なるべし。綱紀卿の時、三州與地図撰定の事件ありて、加賀・能登両国郡名の儀に付進達書に、加賀郡・能登郡と申儀者上古之儀、いつ頃河北郡・鹿島郡与相改候哉、其段且而相知不申候。大納言利家時分之証文などにも、河北郡・鹿島郡与有之。金沢城門なども、河北郡に向申を則河北門と申候。尤其以前之城主より唱來申儀に候哉、其段は相知不申と云々。按するに、若しくは佐久間氏以来称し来れるにやあらん。

升形門

此の門は河北門の外なり。升形に建てたる門なるにより、升形に建てたる門なるにより、升形門と呼べり。拾纂名言記に云ふ。利長卿の時、河北門の先き升形をば、利常卿仰上げられ築かしめ給ひ、大形出来せし處へ、篠原出羽、上方御使を済し帰り来て申上ぐる。此所は、御城の大手なり。石小くて見苦しく候とて、打崩し築き直す。此時予思ふは、我に家督御譲りあらば、出羽を成敗すべしと思入つて居。家督拝領して思ふは、出羽程の者、又持つ事かたし、成敗は思ひもよらずと。神戸清庵杯へ御物語被成と云ひ伝ふ。とあり。されば慶長年中、利常卿未だ世子たりし頃築かれし石垣也。柴野美啓の龜尾記に、戸室石は藩士の歩役人を出して其用を勤む。今河北門・升形門の石垣に、色々の合紋あり。諸士の役夫、己が主人の相験を彫り付けたるもの也。中にも○は長氏の合印なりといへり。又

今枝直方筆記に、家嚴曰、於小松微妙院殿御咄衆を被喚て、筑前此地へ越えて、城の様子、何々をば肝要に被詔候哉と御尋ね有りしに、日外御入被成候節、就中三之丸石垣を殊の外御詔め被成候と申上げければ、左あるべし。筑前ならでは、此の虎口合点参るまじきと仰せられ、御満足被成ける云々。とあり。今按するに、右は少将光高卿、寛永十六年六月利常卿の譲りを請け給ひ、同年閏十一月入部し給ひ、利常卿は翌十七年六月小松へ入城し給うて後の御尋ねなるべし。筑前ならでは此の虎口合点参るまじきとの仰せにても、光高卿は儒学のみならず、兵学にも上達し給ふ事知られけり。当城大手の升形なるがゆゑに、虎口とは宣ひたるなるべし。又可觀小説に、微妙公小松の城に隠居し給ふ後に、陽広公東都御在府中、或時金沢大手櫓台石垣の内なる大石一つ小松御城に御入用也とて、御使の者、人夫召具し取りに来れり。執政本多安房守政重・横山山城守長知承り、御城石垣石の儀は、不在寄次第也。何程御用にても、少将公の御指図無之内は難成とて、其の趣を東都へ言上しけるに、少将公御自筆にて、黄門公御年寄らせたれば、如何やうの事にても、御心に障らぬやうに致し可然よし仰せ下され、其の端書に、

芦の葉を落とせば雁の声ぞする

すなほなき子は親のわづらひ

と載せ給ひたり。扱其後、両人を小松へ召され、御饗応有りて、右石の事仰せられ、頼母敷思召よし御意ありといへり。今按するに、微妙公夜話録に、本丸に有之石の内、庭石に御入用とて、取りに被遣、少将公へ伺ひけるに、仮令大手石垣の角石にても、櫓を壊ちて可差上筈の由、御書被成下。とあり。是を過聞し、前頭の如く載せたるなるべし。

石川門

此の門は搦手の正門にて、此の門より右方なる堀を蓮池堀と称し、左方なる堀をば白鳥堀と呼べり。両堀の間は、所謂土橋といふべし。有沢武貞の「金沢細見図譜」に、承応・明暦の頃までは、三ノ丸河北・石川両門を無滞貴賤老少男女共往来せし處、白鳥堀へ往来の女身を投げけるにより、普通の往来停止と成りたり。といへり。「三州志来因概覽附録」に云ふ。石川門の名は、石川郡に向ふ門と云ふ義成るべし。此の門名の初見は、承応の頃白鳥堀へ溺婦あるより、石川門内妄りに往来を禁ずと見ゆれば、此の頃よりの事ならんといへり。平次按するに、此の門名はさる晩年の事に非ず。「慶長の古図」に、既に石川門と載せたれば、河北門と同じく藩祖利家卿入城の初めより称し来れる門名なるべし。

(7) 明治9年の河北門石垣撤去再利用願書【明治10年2月『陸軍省大日記總兵工部』】

河北門等之基礎石ヲ採用之儀同

送第三千九百拾七号十一月廿八日付ヲ以御達之金沢歩兵一大隊營増築之儀、取調へ候処、地方之儀ハ木石ヲ採ル不便ニシテ、基礎堅石者戸室山ヨリ出シ候処、城ヲ距ル大凡三里許ニシテ、道路蹉跎、或ハ石ヲ採ル為メニ新道修築ヲ要スルケ所も有之、旁代価相嵩ミ、且山石工乏布、隨而裁出シ遷延、粗取調ラヘ候処、入用之石数皆輸入ハ、來十年春、雪解後より大雪前迄被延引可申見込ミニ有之、依而城内河北門・橋詰門枒形及ヒ三ノ丸・鶴ノ丸トノ經界之土塙ヲ解除ケ、其基礎古堅石ヲ採用候時ハ、考案ニも差出置候通、入費も入用之石数ニ而半額ヲ減シ、進歩も諸工事着手、即日より相運ヒ、旁採用仕度奉存候、抑金沢城之儀ハ城内狭隘、空隙之地ニ乏敷、河北門ハ新營地ヲ圧迫シ所用少ク障碍多ク、橋詰門枒形并ニ經界之土塙ヲ解除、蹕沿塙之濠ヲ埋メ、枒形より両丸ヲ一円平坦ノ地ト成候時ハ、二ノ丸仮營及ヒ新築營之便利、地形之体裁ヲ成シ、往々三大隊平生之執銃手続キ、新兵仕込ミ場、其他非常急呼之整列場ニ充當候時ハ、一拳両宜有之、尤両丸合併之儀ハ素より連隊長より之屢協議有之、左候而廓内之儀ニ候ヘハ取除ケ候而も宜、城之体裁ニも不関儀ト奉存候、依而圖面相添、此段相伺候也、

明治九年十二月十五日

工兵第三方面提理陸軍中佐 品川氏章 (印)

陸軍卿山県有朋殿
〔朱書〕〔カ〕
「同之趣、兵營增築見合候条、書面下戻候事

十年二月一日」

(石野友康)

註

- (1) 後藤彦三郎「高石垣等之事」(後藤文庫、金沢市立玉川図書館所蔵)の「御城中御門々名目并御長屋間数等之事」(『金沢城郭史料』323頁)のなかで、「三御門と云ハ、河北御門・石川御門・橋爪御門を云也」とある。このほか、湯浅紙庸「国格類聚」でも、三御門の通行儀礼に関する諸規定がみえる(後掲史料選(5))。
- (2) 森田柿園著『金沢古蹟志』は、鳳至郡の「十村粟藏村彦三郎由緒書」を典拠とするが、貞享2年の「加能越里正由緒記」は「彦十郎、七尾御城相詰罷有候所、末守御城へ佐々内蔵助殿御寄之由、早速御注進ニ金沢御城へ懸付申候ニ付、為御褒美錢壹貫文拝領仕」とするのみで「河北門」の語はみえない。しかし、「白井氏見聞雑記」に、粟藏彦十郎の功績として、佐々軍が末守へ攻め寄せたことを、注進したことを記し「金沢城へ駆着、河北門迄来て申上」と記す(『加賀藩史料』1)。
- (3) 照円寺文書の「加賀國金沢御坊由緒之覚」の中で「御城門之名所承及候覺」として「石河門・河北門は右両郡の御門徒より寄進仕由之事」と記す。照円寺は西末寺の敷地内にあって淨土真宗西方の触頭を勤め、「表末寺」と称し藩主に御目見えしている(『加越能寺社由来』)。
- (4) この逸話は、利常が藩主に就任していない時期で、利長が政権を握っている頃という状況が前提となっているので、利家が死去した慶長4年から利長が富山城に隠居した慶長10年までが該当する。しかし富山に隠居した利長は慶長16年頃まで実権をもち藩政をリードしたので、慶長16年頃までを下限とする逸話とみることもできる。
- (5) 絵図リスト①—2については、森田による写(石川県立図書館森田文庫等)があり、詳細な考証を付す
- (6) 「拾纂名言記」は天和2年9月に毛利隼之助(詮益)によって著わされた利常に関する行状記録である。隼之助は寛永18年、13歳で利常の子小姓となり、以後、利常の死去した万治元年、彼が30歳になるまで身辺に近侍し、仄聞したことを記す。ここで「先耕形」と述べたのは、寛永8年大火による再建で変化した、彼が現認していた河北門ではなく、寛永8年以前の河北門という意味で「先」を付けたと解釈すべきだろう。森田は、「先」を空間的な意味とみて、河北門の先にある門と解したのかもしれない。
- (7) 『加賀藩史料』8、田中徳英「宝暦大火後の金沢城再建における造営組織について」(『日本建築学会計画系論文集』480号、1996年)など。
- (8) 岡田茂弘「図書館蔵の明治天皇巡幸等写真について」(『学習院大学資料館紀要』13号、1998年)
- (9) 平成8年「金沢城址公園 金沢大学教育学部第2教棟(旧陸軍第7連隊兵舎)解体工事による記録保存調査報告書」(石川県、1996年)。
- (10) 木越隆三「元和～寛文期の金沢城修築について」(『金沢城研究』創刊号、2003年)。
- (11) 『金沢城公園菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓等復元工事報告書』第3章復元設計(石川県土木部營繕課、2003年)
- (12) 『明治の日本 一宮内庁書陵部所蔵写真一』(吉川弘文館、2000年)に収録。前掲註(8)論文。なお学習院大学所蔵と同じ焼付写真が、宮内庁書陵部ほか、イタリア公使バルボラーニが明治14年3月に日本から持ち帰ったとされる写真帖に掲載されている(『大日本全国名所一覧』平凡社、2001年)。
- (13) 真柄家所蔵の絵図3点とは、表4掲載の「河北御門絵図」ほか「竹沢御殿図」(彩色 100×100cm)、「金沢城石垣地割図」(彩色 50×50cm)である。